

# 令和7年度 スポーツ推進企業 Enjoy Sports 促進事業 (スポーツインストラクター等派遣カタログ) 実施要項

## 1 趣旨

東京都(以下「都」という。)が実施する「東京都スポーツ推進企業認定制度」において、2030年までに東京都スポーツ推進企業(以下「推進企業」という。)の1,000社認定に向け、推進企業におけるスポーツの取組に対する意欲やスポーツ実施率の向上に寄与することを目的として、推進企業に派遣するスポーツインストラクター(以下「インストラクター」という。)等について東京都スポーツ推進企業 Enjoy Sports カタログ(以下「カタログ」という。)を作成するとともに、カタログの利用を希望する推進企業に対してインストラクター等の派遣を行う。

## 2 実施期間

協定書締結の日から令和8年3月31日

## 3 事業主体

この事業は、「令和7年度 スポーツ推進企業 Enjoy Sports 促進事業(スポーツインストラクター等派遣カタログ)実施協定書」に基づき、都と公益財団法人東京都スポーツ文化事業団(以下「事業団」という。)が共催で実施する。

なお、インストラクター等の派遣の実施にあたり必要と認められる団体(以下「事業協力団体」という。)がある場合は、その団体と連携して実施する。

## 4 派遣対象

当年度、認定有効期間内である推進企業(当年度、新たに認定を行う推進企業を含む。)

## 5 派遣者

- (1) トップアスリート
- (2) 競技団体及び大学などに所属する指導者
- (3) その他(スポーツレクリエーション等)の指導者

## 6 事業内容

推進企業に派遣可能なインストラクター等についてカタログを作成し、推進企業からの申請に基づき、推進企業が実施するスポーツイベント等に対し、インストラクター等を派遣する。

## 7 費用負担等

推進企業に認定された企業に対する初回の派遣及び都もしくは事業団が特に必要と認める派遣については、原則50万円(税込)を上限として本事業における負担とし、それ以外の派遣に係る費用については事業協力団体等からの請求に基づき、推進企業が支払う。

## 8 各事業主体の役割分担

### (1) 都

- ア 事業の実施にあたっての指導及び助言に関すること
- イ 甲の媒体を使用したカタログの掲載及び事業広報に関すること
- ウ 事業の実施にあたり必要となる推進企業認定に係る情報の管理に関すること
- エ その他、事業の実施にあたり都が必要と認めること

### (2) 事業団

- ア 事業の管理及び運営及び経理に関すること
- イ カタログの作成及び都の分担業務以外の事業広報に関すること
- ウ 推進企業、事業協力団体等との調整に関すること
- エ その他、事業の実施にあたり必要と認めること

### (3) 事業協力団体

- ア カタログの作成及びインストラクター等の派遣への協力
- イ インストラクター等が属する団体との調整
- ウ その他、事業の実施にあたり必要と認める業務

- 9 カタログの作成  
別に定める「Enjoy Sports カタログ作成の手引き」に従い、カタログを作成する。
- 10 インストラクター等の派遣  
別に定める「インストラクター等派遣の手引き」に従い、推進企業に対してインストラクター等を派遣する。